

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

私は、結婚と同時に元妻と一緒に、A町（現在は、B市）C事務所に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料は元妻が私たち二人分を一緒に納付していたはずにもかかわらず、元妻の保険料が納付済みで、私の分だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚と同時に元妻と一緒に、A町C事務所に国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和42年6月16日に払い出され、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、40年*月*日に遡及して被保険者資格を取得（51年12月13日に生年月日誤りが判明し、41年*月*日に記録訂正）、44年3月15日に被保険者資格を喪失し、48年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「私の元妻が国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、元妻から聴取したが、「私の父から、納付していない古い部分の保険料を一括で納付したと聞いている。」としているものの、申立人の申立期間に係る保険料納付を裏付ける具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人及び元妻の「納付していない古い部分」の国民年金保険料を納付したとする元妻の父親は既に死亡しており、当時の納付状況を聴取することはできない上、申立人自身は保険料の納付に直接関与し

ていないため、具体的な納付状況が不明である。

加えて、氏名検索を行ったが、前記の手帳記号番号以外に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人はA町から他市町村への住所変更を行っていないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 7 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 60 年 1 月 10 日から同年 8 月 2 日まで
③ 昭和 60 年 9 月 1 日から 62 年 2 月 27 日まで

申立期間①、②及び③について、A社B製作所（現在は、同社C製作所）に季節工として勤務した。同じ勤務内容の妻に厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間①、②及び③においてA社B製作所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所及びD健康保険組合では、いずれも「当時の資料は保存年限を経過したため、現存せず不明である。」と回答しており、厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた二人のうち一人は、「昭和 58 年夏頃から 1 年間くらい、当該事業所で勤務し、その後正社員として系列会社に異動した。申立人を記憶しているが、申立人の厚生年金保険の加入取扱いや当時の事業所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しているところ、当該事業所の系列会社に異動後の厚生年金保険の加入記録はあるが、当該事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、他の一人は、病気療養中のため供述を得ることができないものの、当該事業所において、厚生年金保険の加入記録があるところ、60 年 9 月から約 8 年間にわたり継続して勤務し、季節工とは雇用形態の異なる雇用保険の加入区分（一般）となっていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた元上司は、「申立人を記憶しているが、申

立人の厚生年金保険の加入取扱い及び当時の事業所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時に当該事業所に勤務し、所在の確認できた元従業員5人に照会し、回答の得られた3人は、いずれも「季節工として勤務したが申立人に記憶は無い。」としている上、当該3人のうち二人は、「厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答し、一人は、「当該事業所では、採用時に厚生年金保険への加入希望を個別に確認していた。」と回答している。

その上、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間①、②及び③並びにその前後の期間において被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。